

整理番号	質問区分	質問内容	回答
1	実施要領P2 4 参加意向申出書の作成要領 (2)参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項	「なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(業務仕様書の写し等)を添付すること。」とありますが、契約書及び仕様書の写しをそのまま提出することは弊社の機密情報に関する規定により非常に難しい状況です。こちらについて、契約書や仕様書などの該当する箇所を抜粋して提出することは可能ですので、そちらで代替いただくことは可能でしょうか？また、受託したことを明らかにする新聞記事などの媒体で代替することは可能でしょうか？	契約書については、契約日や委託業務名、契約者の記名や押印など、正式に契約が締結されていることがわかる箇所の記載がされていれば問題ありません。そのため、機密情報等が記載されている場合には、その箇所を黒塗りにしてご提出いただいても構いません。 業務内容が確認できる書類については、実施した業務が本業務と同種・類似した内容であることが確認できればよいため、必ずしも仕様書等の内容をすべて提出する必要はなく、該当箇所の抜粋で問題ありません。しかしながら、新聞等のマスメディアでの代替は不可とします。
2	実施要領P2 5 参加意向申出書の提出及び提出期限 (2)提出部数	各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。 とありますが、こちらは紙ファイルなどに綴じて、提出するという認識でよろしいでしょうか？何かファイルの指定や表紙などの形式の指定などあればご教示いただけないでしょうか？	ご認識の通りです。 本市にてファイルの指定や表紙等の形式の指定はしておりません。
3	実施要領P2 4 参加意向申出書の作成要領 (2)参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項	様式3「業務実績表」について、国の業務は対象外になりますか。	業務対象内です。
4	参加意向申出書(様式1)	参加意向申出書の提出にあたり、申出書への押印は必要でしょうか。	不要です。
5	その他	本調査業務の実施に関して、設計施工分離発注方式の考え方は適用されるか確認したい。具体的には、本調査事業を担当した事業者については、今後実施が想定される貴市のデータ連携基盤等の導入・構築等の業務に入札参加が不可となることあるかご教示いただきたい。	本調査業務は、設計業務ではないため、本業務の受託者であることをもって、都市OS(データ連携基盤)の導入・構築等に関する業務を実施する場合の入札への参加を妨げるものではないと考えています。
6	実施要領P4 11 提出された提案書等の取扱い	実施要領「11 提出された提案書等の取扱い」において、「(1)提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。」と記載があるが、公表もしくは使用の際には、選定事業者に事前連絡をいただくという理解で良いか伺いたい。	ご認識の通りです。 選定事業者の提案書等を使用する場合は事前連絡いたします。
7	実施要領P2 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件	令和5年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種[307 調査委託]について、業務(大分類):03 役務の提供等、営業種目(中分類):07 調査委託を指すという理解で良いか伺いたい。	ご認識のとおりです。 ただし、提案資格は小分類「06 電気通信関係調査」について業者登録されていることが条件になります。